

介護保険 訪問看護料金表

介護保険負担割合証の記載に基づき、1～3割相当分の自己負担となります。但し、法定代理受領サービス以外の場合は、厚生労働大臣が定める基準による全額をお支払いいただきます

1単位 10.21円です

基本利用料		単位数	自己負担額			
看護師	時間		1割	2割	3割	10割
	20分未満	314	320	641	961	3,205
	20分以上30分未満	471	480	961	1,442	4,808
	30分以上60分未満	823	840	1,680	2,520	8,402
	60分以上90分未満	1,128	1,151	2,303	3,455	11,516
リハビリ	20分	294	300	600	900	3,001
	40分	588	600	1,200	1,801	6,003
	60分(90/100)	795	811	1,623	2,435	8,116

【注】 夜間帯にご利用の場合は、加算料金をいただきます。
 夜間(18時～22時)・早朝(6時～8時) 25%加算 ※リハビリの訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合8単位/回減算
 深夜(22時～6時) 50%加算

加算料金		単位数	1割	2割	3割	10割
緊急時訪問看護加算 I	24時間の連絡相談が出来ます。訪問になった場合は別途費用がかかります。	600	612	1,225	1,837	6,126
特別管理加算	カテーテルやチューブを使用されている方	500	510	1,021	1,531	5,105
	在宅酸素をされている方、褥瘡がある方など	250	255	510	765	2,552
退院時共同指導加算	入院(所)中の方に、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行った場合	600	612	1,225	1,837	6,126
初回加算 I	新規に訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施した場合(退院当日)	350	357	714	1,072	3,573
初回加算 II	退院日の翌日以降	300	306	612	918	3,063
看護・介護職員連携強化加算	たん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、ご利用者様に係る計画の作成の支援等を行った場合	250	255	510	765	2,552
長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者に対して90分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行い、所要時間が90分以上になる場合	300	306	612	918	3,063
複数名訪問看護加算(I)	2人の看護師が同時に訪問する場合 30分未満	254	259	518	778	2,593
	30分以上	402	410	820	1,231	4,104
複数名訪問看護加算(II)	看護師が看護補助者と同時に訪問する場合 30分未満	201	205	410	615	2,052
	30分以上	317	323	647	970	3,236
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,500	2,552	5,105	7,657	25,525

追加料金		単位数	1割	2割	3割	10割
超過料金	所定の時間を越えて訪問看護を提供する場合	日中	8時～18時	30分ごとに3,200円		
		早朝	6時～8時	30分ごとに4,000円		
		夜間	18時～20時	30分ごとに4,000円		
		深夜	20時～6時	30分ごとに4,700円		
交通費	通常の実施地域を越えて訪問看護を提供する場合	駐車場がない場合	実費			
		駐車場がある場合	通常の実施区域を越えたところから片道1km毎に	110円		
ターミナルケア	旅立ちのお手伝い		10,000円			

キャンセル料について
 ご利用予定の当日、訪問予定の時間までに事前のご連絡がなく、看護師等がご自宅に伺った時に、利用者さまのご都合でキャンセルになった場合、キャンセル料として1,500円をいただきます。必ずご連絡ください。